
令和8年 第1回 対馬市議会定例会会議録(第11日)

令和8年3月6日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和8年3月6日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(17名)

1番 針谷 広己君	2番 吉野 元君
3番 諸松瀬里奈君	4番 東 圭一君
5番 内山 吉寿君	6番 佐伯 達也君
7番 安田 壽和君	8番 糸瀬 雅之君
9番 陶山荘太郎君	10番 坂本 充弘君
11番 脇本 啓喜君	12番 黒田 昭雄君
13番 波田 政和君	14番 上野洋次郎君
15番 大浦 孝司君	16番 島居 真吾君
17番 春田 新一君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	志賀 慶二君	次長	藤原 亘宏君
係長	平山 公年君	係長	小島 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長 比田勝尚喜君

副市長	俵 輝孝君
副市長	一宮 努君
教育長	糸瀬 英俊君
総務部長	庄司 克啓君
総務課長（選挙管理委員会事務局書記長）	犬束 幸吉君
しまづくり推進部長	藤田 浩徳君
観光推進部長	平間 博文君
市民生活部長	阿比留忠明君
未来環境部長	三原 立也君
福祉部長	田中 光幸君
保健部長	阿比留正臣君
農林水産部長	平川 純也君
建設部長	原田 武茂君
水道局長	桐谷 和孝君
教育部長	扇 博祝君
中対馬振興部長	日高 勝也君
上対馬振興部長	原田 勝彦君
消防長	井 浩君
会計管理者	勝見 一成君
監査委員事務局長	神宮 秀幸君
農業委員会事務局長	栗屋 孝弘君

午前10時00分開議

○議長（春田 新一君） おはようございます。

本日の会議を開く前に、昨日の黒田議員の市政一般質問の中で、教育長に対し、ハラスメントに取られかねない不適切な発言がありました。教育長に対し、議長としておわびを申し上げます。

また、テレビを視聴されていた市民の皆様にも不愉快な思いをさせたかもしれませんので、この場を借りましておわびを申し上げます。

また、怒りがこもった言葉では問題は解決しないというふうに思っております。質疑を行う中で適切な言葉を選んで質問をしていただくようお願いをいたします。（「何がですか、どの部分」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時09分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

先ほどの暫時休憩の折に協議がなされました。先ほど私のほうから報告をいたしました。昨日の黒田議員の一般質問の中で不適切な発言があったということで、今、協議をいたしました。

その中で、黒田議員といたしましては、議会に対して、発言の取消し、謝罪するかどうかは判断にお任せをいたします。

いいですか。もう一回いいですか。（発言する者あり）だから、不適切な言葉がありましたので、そのことについて謝罪をするかどうかは本人にお任せしますということです。

ただいまから、議事日程第5号により本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（春田 新一君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、3人を予定しております。

それでは、届出順に発言を許します。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 15番、対政会の私、大浦でございます。本日最終日でトップバッターでございますが、今回の一般質問、私の自ら発したことよりは、島民の方からのある電話をきっかけに本日の質問に立っております。

それでは、通告に従い、市政一般について質問を行います。

昨年の11月頃、私に島民のある方より1本の電話がございました。その内容は、湯多里ランドつしまの大規模改修の、指定管理者が行った自主事業として改修した事業内容について、再度、チェックをしていただきたいとの要望でございました。

特に、露天風呂の活用、これは、ろ過機の整備等についてでございますが、詳しくこのことについて報告をお願いしたいと存じます。

また、収支を含む利用状況について、あわせて報告をお願いいたします。

当施設は、平成14年度、旧美津島町が雑知乙1168番地、この地に1万4,000平方メートルの広大な敷地に1,300メートルの深さにボーリング工事を行い、温泉施設として大浴場、露天風呂、家族風呂、サウナ、トレーニング室の整備、あわせてプール棟では、温水プール、児童プール、トレーニング室の整備、そしてレストラン、売店のほか、駐車場の敷地は90台の普通車両が駐車できるスペースとなっております。

この施設の設置の目的は、市民の健康と福祉の増進を図り、あわせて本市観光事業の発展及び

地域振興に寄与することとなっております。

なお、この事業に投じた経費は、18億2,000万円と報告されております。

さて、同施設は、平成15年5月より第3セクター方式により、翌年16年、いわゆる町村合併の年でございます。この2年間に及んで経営は存続しましたが、破綻に追い込まれ、その後、業務は中断した経過がございます。

この原因は、源泉をくみ上げ温水として加熱する、この手段は、電力及び灯油ボイラーと記憶して、私はおります。当時の手段としては、このような対応が、なされておりました。

しかし、大浴場、温水プール等に必要な大量の温水の確保は、年間を通した場合、困難なことで難題であったこと、間違いなくそういうふうなことをうかがっております。

対馬では、合併前、厳原町の「漁り火の湯」、峰町の「ほたるの湯」、上対馬町の「渚の湯」、美津島町の「真珠の湯」、それぞれ温泉の深さは異なっておりますが、全て冷泉を、言葉では「冷泉」という言葉になっております。火山活動のない中での、そういうふうなボーリング事業、これは1,000メートルぐらいの深さ前後に掘れば、大体そういうふうなことが湧き出る、そういうような定義が、温度とか、あるいは、その成分等で判断をされている状況にあります。

この湯多里ランドですが、他の地区と比較すると、温水プール、露天風呂は、理想ではあったが、通常の方策では前に進むことはできないことは明らかとなり、次のとおりいたしました。

第3セクター方式は廃止し、指定管理による委託方式とし、熱源対策はバイオマスボイラーの導入により業務は遂行することが可能となりました。その時点で、露天風呂の使用を断念したと聞き及んでおります。

このような中で、対馬市は、令和3年度から令和5年度にかけて大規模改修を行ったわけですが、これに要した経費は、総額4億6,630万8,000円となっております。

なお、その時点で露天風呂にかかるろ過機の設備、このものは撤去したと聞き及んでおります。

最後になりますが、指定管理者が自主事業として露天風呂の活用を、令和5年12月から運営開始されたとのことですが、これを承認された経緯について、詳しく伺いたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） おはようございます。大浦議員の質問にお答えいたします。

初めに、湯多里ランドつしまの運営状況についてでございますが、プールは、令和5年7月、温泉等につきましては令和5年12月に、現在の指定管理者による営業を開始いたしました。

まず、利用者数でございますが、プールにつきましては、令和5年度が1万4,916人、令和6年度が2万3,298人、令和7年度は1月末時点で1万9,977人であります。

次に、温泉施設については、令和5年度が8,174人、令和6年度が4万753人、令和

7年度1月末時点では4万646人の御利用をいただいております。

さらに、自主事業でありますレストランを含む施設全体での利用者数は、令和5年度が3万2,220人、令和6年度が9万3,002人、令和7年度は1月末時点で7万8,076人となっており、順調に伸びてきている状況でございます。

次に、収支状況でございます。令和5年度の収支差額はマイナスとなっております。これは施設再開に伴う初期投資等が主な要因であります。一方で、令和6年度は、利用者数の増加に伴い、収入も増加し、収支差額はプラスとなっております。

また、今年度においてもプラス収支を見込んでおり、施設運営は着実に軌道に乗りつつあり、収支面において改善の傾向が見られる状況でございます。

続きまして、指定管理者が自主的に実施した改修等の施設整備の内容についてであります。主な改修整備は、露天風呂の整備でございます。この露天風呂の整備につきましては、令和4年度の湯多里ランドつしまの指定管理者公募に際し、提出された事業計画に基づくものであります。

当該計画においては、施設利用者の満足度向上及び施設の付加価値向上を目的として、それまで活用されていなかった露天風呂を自主的に整備することが提案されておりました。市といたしましては、その内容を確認の上、了承したものでございます。

なお、施設の改修につきましては、令和5年3月28日に締結した湯多里ランドつしまの管理運営に関する基本協定書において、第24条に原状の変更に関する取扱いが定められております。また、第25条では、改修に伴う原状回復の義務が規定されております。

以上の基本協定書の規定を踏まえ、指定管理者が原状回復を行えない場合の取扱い並びに改修費用を市に請求する可能性がある場合の対応についてでございますが、本協定書には、原状回復の義務が規定されている一方で、指定管理者が市の承認を得た場合には、原状回復義務を免除できる規定もございます。もともと老朽化により使用されていなかった露天風呂を、指定管理者が自主的に整備し、使用可能な状態にしたものでございます。

市は、施設の機能性向上や利用者の満足度向上の観点から、当該露天風呂について、必ずしも改修前の状態へ復旧を求める必要はなく、必要に応じて、原状回復を求めない判断も可能でございます。

また、基本協定書には改修等の原状変更は、指定管理者の責任と費用で行うことが明記されており、基本協定書の規定は、契約上明確であり、市が改修費用を負担することはありません。

なお、これは露天風呂に限らず、施設全体の自主事業の改修においても、同様の考え方であります。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） どうもありがとうございました。この中で、露天風呂について、指定管理者が直接手を加えて、その施設を確保したと、こういうふうなことを市として認めたというふうなことを報告がございましたが、これについて、ちょっと触れてみたいと思うんですが、

令和3年から令和5年の改修事業、この中で露天風呂のろ過施設等の器具は、全て撤去したというふうに聞いておりますが、これは間違いございませんか。市の改修工事で、それが撤去したということ、ちょっと確認とります。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） お答えいたします。

私も資料を確認いたしましたところ、露天風呂のろ過機等については撤去いたしているということを確認いたしております。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） そうなりますと、指定管理者が、これをわざわざ新しくか中古か分かりませんが、確保したというふうなことで、そのことについては、どのような確認をとっておりますか。施設の、要は露天風呂のろ過機等に係るそういうふうな施設の備品等、備品じゃなくてパイプラインじゃないけども、そういうふうなことがあるんでしょう。そこらあたりのどのような格好で確保をしたか、要は、どのくらいのお金がかかったかというふうなことを、ここでちょっと確認をとりたいたんですが、

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私のほうに報告があった点では、その指定管理者のほうから配管図等の設計図等が提出されまして、それを確認の上、工事に入られたものというふうに、私、記憶をしているところでございます。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、この自主事業という原状を変更しますよというふうなことを市に申し出て、そして協議の上、その組織の中の委員会か知りませんが判断して、これを決定すると。その中で2点ほど、ちょっと確認をとりたいたんですが。露天風呂と、それから簡易宿泊所、これは明記しておりますね。これが幾らかかったかぐらいは、私は、その判断する中で分からんというふうなことはあり得んと思うんですが、業者側から出されたその整備費、あるいは工事費、この露天風呂と簡易宿泊所、これは、宿泊所は何か所あったんですかね。それ含めて、そのことの回答をお願いいたします。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） 質問にお答えいたします。

露天風呂のろ過機の改修には、約4,500万円ほどかかっているというふうに聞いておりま

す。リラクゼーション簡易宿泊所につきましては、これはあくまで自主事業ですので、その工事に幾らかかったというのは、こちらのほうには、ちょっと報告は受けていない状況でございます。

リラクゼーション宿泊所の宿泊規模ですが、ちょっとお待ちください。すみません。9部屋設置で24名が利用可能ということで報告を受けております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、5年間の契約という期間ですよ、基本が5年間。この短い時間、期間と私は思いますよ。なぜか言えば4,500万円の金を投じるということが、現実には5年間の中にありますかね。私はないと思う。あるっちゃうても、それはおかしい。このところ、非常に市としての判断が、あるいは業者側が、あくまで5年過ぎたら、またその方が、恐らく業者の方は続けて事をやろうというような勢いで、この投資をされた可能性はあります。

しかし、新たに公募をかけて、素晴らしい提案があつて、さあどうしようかなというときに、この4,500万円の投資というのは、これが簡単に裁くことができにくい状態を私はつくったと見ておるんですが、市長、その辺を、いやいや、撤去するものはするんだと、新しい提案者が優秀であれば、それは外に出してもらおうよという思いなのか、この辺について、非常に私は大切な判断が待っていると思うんです。あと残り2年じゃないですか。ここらあたりは、この契約を提起する中で、あるいは承認する中で、一番考えないないかん問題だと思うんですが、その辺について市長は何か思いがありましたかね。率直に言ってください。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この湯多里ランドの自主事業につきましては、指定管理選定委員会があつているときに、当初そういう提出をされたということで、その後、市としては、このことについてどうするかということで協議がありました。

その際、実際に、もともと露天風呂のエリアというか外の分は、もちろんございましたし、私も確認に行きました。そういう中で、ただ、ろ過機等がないということで、これについては指定管理者のほうが整備をしていって、その運営についてプラスになるように、収支がプラスになるように努めていきたいということでありましたので、このことについては、指定管理者がそこまで考えて運営をされるということであれば、これは了解せざるを得ないというようなことで、市といたしましては、この自主事業については了解をしたところでございます。

そしてまた、この指定管理者の指定期間が、令和5年の4月から令和10年の3月31日までございますけども、また次回の公募になった際には、恐らく現指定管理者も応募はされるものと思いますし、ただ、これが、ほかの方が指定管理者となられた場合は、その次の方が、この今の現指定管理者との協議の上で、この自主事業を継続されるかどうかというのは、そこはまた協議

が入るのではないかなという思いは持っておりますし、市といたしましては、先ほども説明いたしましたように、この協定書のほうで、きちんとうたっております。

特に、この改修等の現状の変更は、乙の責任と費用負担において行う、そしてまた、協定書の第25条のほうにおきましては、これが、今の現指定管理者ではなく他の指定管理者となった場合は、協議はもちろん先ほども申しましたようにされるものとは思いますが、ただ、次の指定管理者が、この露天風呂等は要らないといったようなことになった場合は、これを原状に回復はしなければならないということで協定書のほうにきちんとうたい込んでおりますので、市といたしましては、このことをきちんと先方にも伝えてまいりたいという思いを持っているところでございます。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、市の判断は、5年後、優秀な、それ以上の提案があったときに、困ったときに、非常に先に手を打たれた4,600万円、これは、ほかに持っていく場所はないですね、管理者は、本土からわざわざ取り寄せたんでしょう。その辺は知っている方おりますか。私は、この4,600万円だって、誰がそういうふうな価格の設定を確認とったか、言葉で聞いただけか、その辺は、そしてもう一つ、部長はその頃におられとらんから問題はあれなんです、宿泊所のことにおいては、金額は分からないとかね、それはちょっと軽くないですかね。

そうじゃなくて、把握されている方がおれば、幾らかかったぐらい、これは最後にはのけることもあり得るんですよ。大きな投資をしながら、のきなさいということが簡単にできるかという問題は、ここで発生してきますから。私はそのことを一番、今回の問題としては腹をくらないと、相手のペースにはまったような言い方じゃいかんと思いますよ。

再度確認しますが、部長さん、宿泊所の9部屋、24人の施設について幾らかかるかというふうなことは、全く引継ぎはございませんか。金額は大切な問題ですよ。5年間のうちにペイしようというふうなことがない限り、そのまま続行するということを乙のほうは思っても、甲は、それを超える相手が出てきた場合には、厳しい判断せないかんというのが待っていますから。このところなんです、私の質問の一番大事なところは。ここが、私、金額分からんとか、4,600万円というのは、あくまでも業者の数字だと思います。これは少し設計の施工を含めた中で、もう一度精査する必要がありやせんですか。その辺、部長さんでもいいし、市長でもいいですが、対馬市なりに当然の価格かどうか、これは精査する必要はございませんか、今の段階で、遅いけども。大きな投資ですよ。

もう一つついでに確認しますが、この年間の委託料、料金は幾らになっていますか、支払う1年間の委託料、料金。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） 質問が何個かございましたけども、まず、露天風呂のろ過機の設置につきましては、当初、いろんな湯多里ランド改修工事がございます関係で、自主的に自主事業として行った工事についても資料を提出いただいておりますので、その金額が判明しております。

あくまで自主事業は、先ほど市長が答弁で申し上げましたとおり、あくまで指定管理者の自主事業ですから、その責任において費用において行うと明記されておりますので、簡易宿泊所につきましては、幾らその設置工事にかかったかというのは報告は受けておりません。

最後、指定管理料につきましては、令和5年度が6,124万円、令和6年度が、これは令和6年の9月に補正予算を承認をいただきました損失補填が1,764万5,000円、これに6,684万円をプラスした8,448万5,000円ほどが指定管理料です。

令和7年度につきましては4,581万2,000円ほどです。これが金額が下がった理由というのは、令和5年度、令和6年度は、バイオマスエネルギー料をこの指定管理料の中でお支払いをしておりましたが、その三者協定の中で、バイオマスエネルギー料につきましては市のほうが直接払うということになりましたので、令和7年度は4,581万2,000円、こういった金額になっております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私、あくまでも乙の業者は5年間で委託料を頂いて、あるいは自主事業をやって、差し引いてトントンか、利潤を儲ける、これを考えたら、ちょっとあり得ん世界を進んでいるなと私は思います。

そして、言うように、契約でそういうふうになつとるから排除しますよと、出してもらいますよと、違う方にそういうふうな、要は、提案があつて、選定業者にした場合、これを非常に難しい状態を招いておるなと思います。

簡単におっしゃいますが、どのくらい投資したかちゅうのは、私は聞くべきです。そう思いませんか、部長。聞かないと、トータルで赤字の方なら、はい、さようならという格好で見送る世界じゃないでしょう。できますかね、簡単に。4,600万円使うんですよ、最初から。そして、6,100万円、この委託料と施設の入所料、入場料利益については、乙のいわゆる収入、これを足して5年間やっていって大赤字を超えて投資する者は誰もいないと思いますよ。

投資したちゅうことは、継続してやりたいということは私もよく分かりますよ。しかし、それは市として、その辺のことを軽く考えれば大きなことになるなと私は思います。さっきと同じことなんです。今からでも、幾らかかたぐらいのことは確認取る必要ないですか、私はそう思

いますよ。だって、収支でやるんだから。どれだけ投資したか分からん、勝手にやりましたじゃ、それで済みますかね。私は済まんと思いますよ。その辺を追いながらやらないと、後で大きなことになりますよ。これが私は、今回の焦点だと思っております。

業者のほうから露天風呂がセットでやるのが好ましい、これもあるでしょう。しかし、過去の事例の中で、倒産まで、本体がたった2年で倒れたわけですから、自信を持ってやったばかりに。ところが、冷泉のその怖さ、冷たい水ですよ。ここの資料から見たら、当初の美津島町が作り上げた資料から、これ書いておりますよ。温泉の泉質、ナトリウム、カルシウム、塩化物質、泉温、これ温度ですね、これ30度となっておりますが、取りあえず。

こういうふうなことの中で失敗はしたわけですよ。そのとき市長がどっかの部長であったか分かりませんが、議会も騒動にはなりましたね、どういうことかということで、要は、6,000万円超えとらんやったでしょうかね、燃料費だけで、1年間の。べらぼうな数字が出たんですよ。それは美津島町が半分金を出資して、そしてグランドホテルのほうも半分、これが2年で破綻したわけです。なくなってしまったんですよ。それで、もうマイナスですたい。

ここの中で、私も、当時倒産した第三セクターを引き継いだのが、米寿会のほうであったと思います。米寿会はバイオマスボイラーのことは非常に知識がございまして、現にそのことを、チップの供給をやりよった頃だと思います。

それで、要は、源泉があまりにも広大なプール、大浴場、そして露天風呂、これに回しよれば、最初は、この2年間、パーなつたと。米寿会の当時やられた方の意見を聞きましたら、自分のところは引き継いだ後に露天風呂は熱の逃げるのが大きいというようなことで、それから使うとらんちゅう話でありました。ほかは、バイオマスボイラーで何とか切り抜けたというふうなことを聞いております。

そして、次の業者の方、対馬ビルサービスさんは、そのままの格好で事を進めていったわけですが、私は、この温度の30度ちゅうのも、年間通せば10度台になつとるかもしれんし、そこらの怖さがあつて、露天風呂を、取りあえず熱源を吸収してしまう、するということでやったのは、よく分かるんですが、その辺で、現在は何も問題ないか、あるか、この辺はどうでしょうか、ちょっと確認をとってみたいと思います。僕はその辺は分かりません。風呂に入りに行ったことありません。いやいや、恥ずかしいんですけどもね。その辺は、部長でもいいんですが、要は、バイオマスのボイラーが廃棄されておりますね、当初のやつを。その後に補充されておりますね。ここのちよつと説明を、詳しくお願いします。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） ちよつと詳しく説明できるかどうか、ちよつと疑問でございまして、新しい、今、株式会社クリルさんのほうで指定管理のほうを受託をいただいております。

それと、バイオマスにつきましては、エネルギーエージェンシーという会社からバイオマスを設置をいただいております、その熱供給量を年間約160万キロワット、今、露天風呂も再開しております、バイオマスで、ほとんどの熱供給は可能な状況でございます。たまた、メンテナンス等でバイオマスが停止する場合がございますが、そういった場合は灯油を幾らか使用いたしますが、今のバイオマスエネルギー量で露天風呂等も運営が可能となっております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今の話聞けば、露天風呂のほうに、どんどん熱が逃げていっても、何とか踏ん張っておるといふ言い方ですね、それが私の初めて確認とれる好材料であるとは思いますが。それは、事実は認めないかんわけで、私は聞いた話の中で確認とりよつとですよ。

だから、心配するのは、どうしても露天風呂にかかった経費が果たして4,600万円が正しいかどうか、ここらは市長、精査せないかんでしょう。それは、業者はそうあつてもですよ、設計上の、あるいは配管が中古であつたか、あるいは新品であつたか、それは知りません。そこらあたりチェックする必要ないですか。そうしないと、投資した金がどれだけかちゅうのを、市側がきちんと本当のことを把握せんと思はだめだと思ひます。そして、おおむね宿泊所も同様だと思ひます。

その中で5年間の収支が解決することはないと思ひますが、その点について、この協定書から言えば、それでも乙の負担で違ふ業者に選定が回れば物を出してくださいよという世界を協定書の契約はなつておりますと、こういうことでありますが、もう一遍、正確な技術者の世界で、どのくらいかかるが本当のことぐらいちゅう、この基準ぐらひは密かにチェックしていいんじゃないですか。市長、もう一度言ひますが、この辺を、4,600万円が最終的な判断なのか、市は、もう一遍、適切な見積りを取つてみるのか、その中で話合ひするというふうなことは、ならんですか。どうでしょうかね。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） このことについては、先ほどから説明いたしておりますように、あくまでこの指定管理者の自主事業といふことでございます。この指定管理者は、この対馬だけではなくて、ほかの佐世保地域のほうでも温泉施設の運営を行つておられるといふこともお聞きしておりますので、そこら辺については、かなり配管等についても、社長自ら詳しいようでございますし、あくまで先ほどから申しますように、これは指定管理者の自主事業でございますので、市の施設に大きな影響を及ぼすおそれはないといふふうに考へておりますので、このかかった事業費等を市のほうが精査するといふことについては、これは市としては差し控へたいと思ひております。

以上であります。

○議長（春田 新一君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私のほうから本日の一般質問の内容を、ある程度まとめてみますと、心配することは、優秀な業者が、複数、今回以降出てきて、この業者が、その現状の中で、もしも採択できなかった場合に、大きなことになることが予測されます。幾ら言うてもね。そのことを、今の段階でよく詰めてくださいませ。それは大事なことになりますよ。この場でいいように言うても、大きな投資をしながら、それで済むという世界はありませんし、後の方が、新しく、その採用された方が、それを受けなかった場合、揉めますね。一応、私のほうは、このことをしっかり現体制の中で再度、話し合ってください。紙切れの中での話で全て進まんこともあります。

以上で質問を終わります。

○議長（春田 新一君） これで大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（春田 新一君） 暫時休憩します。再開を11時15分からとします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（春田 新一君） 再開します。

引き続き、市政一般質問を行います。11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） おはようございます。11番議員、会派市民協働の脇本啓喜です。

今回の質問は、全体を通して、対馬市が財政支援団体に対して、適正な管理監督ができているか、すなわち憲法にうたわれている公金支出要件である公の支配が全うされているかについて検証するものです。諸事情から通告の順序を全く逆にして、変更して質問いたします。今朝、議長のほうからも許可を得ております。

公益財団法人巖原愛育会の解散に係る諸手続について、当該団体は、令和6年3月31日をもって解散しています。この解散手続及び財産処理について。

(1) 行政が出資した団体が解散するに当たっては、原則、議会の承認が必要とされています。当該団体解散に当たっての一般的手続について質問します。

解散事態の議会への報告。令和6年第3回市議会定例会で、愛育会の令和5事業年度決算報告書の1ページ、事業報告書に、文章で、令和5年度末解散する旨報告が記載されています。また、議事録からも、同議会本会議で、当時の総務部長が口頭で説明していることが確認できます。

(2) 解散に伴う財務処理に必要な手続について質問します。解散に伴う出資による権利の財務処理に係る議会への報告。財政支援団体、援助団体は、出資に関する権利に計上されている財産の変更を行った場合、地方自治法第221条第3項決算書に、その理由と影響額を注記し、議会に報告する義務が課せられています。監査や議会への説明において、最も重視されるのは、なぜその変更が必要だったのか、正当性と、それによって財政状況がどう見え方が変わったのか、透明性の両立です。

1、監査。議会がチェックする際、3つの視点が必要とされています。

恣意性の排除。利益をよく見せるための意図的な変更ではないか、会計基準の改正や外部環境の劇的な変化など客観的な理由があるか。

継続性の原則。毎年のように基準を変えていないか。一度決めたルールを継続するのが原則であるため、変更には正当な理由が必要。

実質的な影響。その変更によって、税金投入、補助金の必要性や債務超過のリスクが隠されていないか。

令和7年第3回市議会定例会で、令和6年度対馬市一般会計決算報告書において、17款財産収入2項財産売却収入3目出資金返還収入300万円の愛育会出資金返還金と明記されており、今回御提供いただいた書類から、精算登記手続まで適正に完了済みと確認できました。

なお、少額ですが、剰余金も雑入としてきちり計上してあるとのこと。

さらに、定款には、解散時に、対馬市の出資に対する権利の保全をすることにも備えて、残余財産の帰属として第38号も定められています。当たり前のことを当たり前にやることは、言うはやすし、行うは難しだと思います。見習うべき事務処理だと担当者に敬意を表します。惜しまらなくは、財産処分が正当な手続を踏んで完了したことを議会に明確な説明があれば、なおよかったなと感じています。

しかし、議会側が決算審査特別委員会では、例年、歳入は省略して歳出のみを説明するよう求めているので、報告の機会を議会が奪っているとも言えなくはありません。議会側にも問題はなかなというふうに反省をしています。今任期から議会改革特別委員会が設立されていますので、審議の進め方についても協議する必要があるかなと感じております。

したがって、この件については、答弁は割愛していただいても結構ですが、ただし、市長から補足が必要であったり、私の評価について何かコメントがあれば、市長の答弁を求めます。

次に、一般財団法人対馬地域商社に係る公の支配状況について。この質問項目については、市が当該団体の決算報告を議会へ行う際に、わざわざ市のフォームに転記して、複数年度誤記載が生じていること、そもそもなぜ転記する必要があったのか、上述の出資による権利について不透明な点が散見されることなどから、公の支配が大きく揺らいでいるとの観点から質問するつもり

でした。

しかし、質問自体を今回は取り下げ、第2回定例会以降に繰り越させていただきます。

取下げ理由は以下のとおりです。

(1) 通告書締切時点では発覚していなかった決算書の誤り年度が新たに発覚したこと。

①脇本が指摘した2か年度分の決算書数値の誤りのみしか発覚していない状況でしたが、今議会開会直前の議会運営委員会資料によると、さらに7か年度増えて合計9か年度にも及ぶ誤りがあったと報告がされております。

②上記の誤記載について、本会議では、正式な説明が、いまだになされていないこと。

(2) 今回の一般質問に当たって資料請求をし、それを精査する中で、質問趣旨の根本に関わる数値ミスが、昨日発見され、提供された資料の正確性が担保されているか不安になりました。質問するに当たって、資料の総点検が必要だと、そう判断しましたので今回は見送らせていただきます。

最後に、湯多里ランドつしまの指定管理契約締結を巡る違法性及び妥当性について。令和5年度より開始された湯多里ランドつしまの指定管理運営について、その行政手続の適法性及び執行の妥当性の観点から質問いたします。

本件については、これまでも委員会等で議論されてきましたが、昨年11月の財政援助団体等監査において、監査委員から、管理体制の適正性に疑義が残るという極めて異例の、かつ重い指摘がなされました。当局のこれまでの不透明な対応を整理し、市民への説明責任を果たしてまいります。

1番、選定プロセスにおける公平性と妥当性について。皆様は、参考資料に、観光推進部が作った一覧表をお渡ししていますので、それを御覧ください。

まず、株式会社クリルの選定経緯について伺います。令和4年9月の当初公募において、クリル社は、市内業者ではないという理由で募集要綱の対象外とされていました。

しかし、わずか2週間後の第2回選定委員会において、当局は、わざわざ市内事業所限定という原則を除外するよう要件を緩和しています。

そこで伺います。特定の1社が問合せをした直後に、その社が合致するようにルールを変更したことは、公募の公平性を著しく損なう後出しじゃんけんではないかというふうに言われても仕方がないのではないのでしょうか。

また、第4回選定委員会において、市内業者になってもらえば受託資格ありとする旨の発言があったとされていますが、これは特定の業者を当選させるための誘導に該当しないのか明確な答弁を求めます。

2、実質的な一括再委託の疑念と契約違反について。次に、運営の実態についてです。基本協

定、これも参考資料につけておりますので、皆さんはそちらを御覧ください。基本協定書第10条では、一括再委託の禁止が明記されています。しかし現在、現場では、株式会社クリルと株式会社SAKURAという2つの法人が混在する極めて複雑な運営体制となっています。

監査報告書によれば、指定管理料や利用料収入が、この2社の間でどのように流れ、支出されているのかが不透明であると指摘されています。

そこで当局に伺います。受託者である株式会社クリルから株式会社SAKURAへ、実質的に業務が丸投げされているのではないのでしょうか。監査委員会が、現在の体制が適正なのか疑義が残るとまで踏み込んだのは、この2社の関係性が、協定第10条が禁じる一括再委託に抵触している可能性を指摘したものではないのでしょうか。当局は、この疑義に対し、具体的な、どのような法的根拠をもって適正であるという答弁を続けてきたのでしょうか、論理的な回答を求めます。

3、行政のチェック機能と今後の是正措置について。最後に、今後の管理責任について伺います。監査結果では、自主事業の承認手続の不備や、収支報告の遅延、資金の流れの不透明さなど、多くの改善事項が並んでいます。すみません、このことについても参考資料をお渡ししていますので、そちらを御覧ください。

これは、所管課である観光推進部による指導監督が、実質的に機能していない調査ではないでしょうか。市長に伺います。監査委員から基本協定書の条文変更まで検討するよう提言を受けている現状は、現在の契約形態が実態にそぐわない、あるいは不適切であることを事実上認めるものです。今後、この複雑な2社体制を解消させるのか、それとも監査の指摘を無視して不透明な資金流用を許容し続けるのか、公の支配を堅持する観点から、具体的な是正スケジュールを明らかにしてください。

以上、再質問必要な場合は、自席から問わせていただきます。

○議長（春田 新一君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 脇本議員の質問にお答えいたします。質問が、通告と順序が、ちょっと前後しましたので、今の質問の順序でお答えしたいと思います。

初めに、公益財団法人巖原愛育会の解散に係る諸手続についてでございますが、公益財団法人の解散に伴う財務処理及び残余精算につきましては、まずは、当該法人の定款に基づき、評議員会において解散の決議が行われます。その後、解散登記の手続、残余財産の精算、書類の整理と保管の手順に従って実施いたします。

これらの諸手続につきましては、登記簿及び議事録等の資料により、法令に則り、適正に行われていることを確認しております。

次に、市が出資及び多額の補助金を出している団体と議会の関係性についてでございますが、

解散に伴い、その精算や財団の残余財産に関する処理について、市長が議会に報告・承認を求めする必要があります。これによりまして、令和5年9月定例会の市長行政報告の中で報告を行いまして、令和6年度当初予算に出資金返戻金として300万円を予算計上し、令和6年9月定例会におきまして、決算報告を実施しておりますので、事務としては適正に事務執行ができていますものと理解しているところでございます。

議員のほうから、このことについては、もう答弁はいいということでございますけれども、概略そのようなことでございます。

次に2点目の、一般財団法人対馬地域商社に係る公の支配の状況については、今回は取り下げるということでございますので、このことについては答弁を控えさせていただきます。

次、3点目の、株式会社クリルの指定管理に係る公の支配の状況についてでございますが、まず、湯多里ランドつしまの指定管理者の選定につきましては、指定管理者選定委員会におきまして適切な審査を行った結果、株式会社クリルを指定管理候補者として選定をしております。

その後、令和5年3月定例会におきまして、議会の御決定を賜り、同社を指定管理者として指定し、同年3月28日に湯多里ランドつしまの管理運営に関する基本協定書を締結しております。

この基本協定書には、指定管理施設の適正な管理状況を把握するため、第15条に業務の報告が定められております。これを踏まえ、指定管理施設及び指定管理者に対する財務運営や利用状況、決算状況のチェック体制についてお答えいたします。

まず、毎月の業務報告として、利用者数及び利用料金収入の実績は、翌月15日までに指定管理者から市へ書面で報告することとなっております。

報告は適切に履行されており、市といたしましても、利用者数及び利用料金の状況を把握しております。加えまして、施設運営の支払状況につきましても、適宜確認をしているところでございます。

次に、毎年度の業務報告につきましては、年度終了後30日以内に、利用状況や料金収入の実績、収支状況などを市に報告することとなっております。しかし、令和5年度及び令和6年度におきましては、報告の遅延が生じたところでございます。

続きまして、基本協定書第10条及び指定管理業務仕様書第8条に規定されております「再委託の禁止」についてでございます。

基本協定書第10条には、指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に再委託してはならないと定められております。その理由は、責任の所在を明確にし、基本協定書に基づく業務の適正な遂行や、施設の安全管理、利用者への対応を確実に履行するためであります。

これを踏まえまして、指定管理者であります株式会社クリルと、本市の現地法人として設立された株式会社SAKURAの関係性について改めて御説明いたします。

指定管理者であります株式会社クリルと株式会社SAKURAは、法人格としては別法人であります。出資関係や役員体制、運営体制の観点からは、株式会社SAKURAは株式会社クリルの指定管理運営において一体的に機能しているものと認識しております。

ただし、指定管理業務に係る協定上の責任主体は、あくまで株式会社クリルであり、業務全体の総括・意思決定・最終責任は株式会社クリルが担っております。

株式会社SAKURAは、現場従業員の雇用など実務を担う法人であり、指定管理業務全体を包括的に引き受けているものではございません。このため、市といたしましては、当初から株式会社SAKURAを第三者とは認識しておりませんでした。しかしながら、議会等からの御指摘もあり、このような業務体制につきまして、改めて市の顧問弁護士に見解を伺ったところ、株式会社クリルと株式会社SAKURAについては同一性があるとは法的には完全に言えない。一方で、同一性がないとも言い切れないとのことであり、精査の結果について、株式会社クリルと株式会社SAKURAが第三者であるか否かについては、弁護士の見解を踏まえ、微妙な判断であり、市としましては、湯多里ランドつしまの適正な指定管理者の在り方について、疑念が生じることがないように、この後、指定管理者との協議を重ねてまいりました。

その結果、現在、指定管理者であります株式会社クリルと同一法人となる株式会社クリル対馬支店を設置する手続を進めており、今年度内の完了を目指していると報告を受けているところです。

続きまして、令和7年11月10日に実施されました「公の施設の指定管理者監査」についてでございます。監査における主な指摘事項と、その後の改善状況について御説明いたします。

まず、指摘事項であります。1点目は、業務報告につきまして、協定書で定めた提出期限の遵守を徹底すること。2点目は、資金の流れをより明確にすること。3点目は、基本協定書第10条の「再委託の禁止」に関する規定について、疑念が生じないよう条文内容の見直しを検討すること。4点目は、営業時間の変更などにつきまして、事前協議により合意はされていたものの事務手続が適切に完了していなかった点でございます。

次に、指摘事項に対するその後の改善状況でございます。担当課では、業務報告の提出期限の遵守、資金管理の区分整理、原状変更に関する事務手続の徹底について、改めて指導を行っております。

また、公の施設の指定管理者の監査において指摘のありました、株式会社クリルと株式会社SAKURAの関係性については、先ほど御説明しましたとおり、株式会社クリル本体と同一法人となる支店の設置を進めることにより、疑念が生じることのない指定管理運営体制の整理を図っているところであります。

今後も指定管理者との協議を十分に行いながら、適正かつ円滑な指定管理施設の運営に努めて

まいる所存であります。

以上でございます。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） まず、愛育会については、もう本当に、ほぼ完璧と言っていいぐらいの手續をしていらっしやいました。改めて敬意を表しますとともに、各部署でも、やっぱり解散ということについては、なかなかあるようなことではないので、初めての作業だったと思います。本当に、漏れることなく、きちっとされてあって、すばらしいなと思っています。他の部署も、いろいろ人員も削減されて大変なことだと思いますが、しっかりとした事務手續、そこから、やっぱり税金が1円たりとも無駄にしないという意識が、また生まれてくるかと思います。予算の編成にもつながってくると思います。しっかり取り組んでいただければなど御要望しておきます。

それから、2番目の点については、市長のほうからも割愛ということで削られました。これ、でも一貫して言いたいのが、公金の動きをしっかりと見ているかどうかということについてです。それは、一つ一つの事務手續の中で、それを落としちゃいけないのではないかということです。

先ほども申しあげました定款に、その出捐金、出資金というものは、そもそも戻ってこない。特に、出捐金というものは寄附の意味合いがあります。ただし、解散するとき等には戻ってくる可能性があるわけです。そこについても、外郭団体、支援団体のその定款もしっかりと確かめて、そういう場合には市に返ってくるんだという条項が入っているかどうか、そのあたりも確かめておく必要がある。対岸の火事ではなく他山の石として、それをやっていただきたいなというふうに思います。

それから、株式会社クリルのほうに、まず行きます。報告書は適切に報告されているという答弁の後、令和5年度、令和6年度は業務報告が遅れていたという答弁がありました。中身と、それと時期をきちっと出すということを合わせて、報告が適切になされているということになるのではないかと私は思っています。

それは、人、間違えることもあります。失念することもあります。ただ、失念を避けるために、あらかじめそういうことがないようにしておくことが大事じゃないでしょうか。

先ほども、提出期限の遵守について、監査報告で指摘を受けたということについて、改めて指導を徹底するという再発防止のような答弁がありました。具体的に、この報告遅延等をなくす対策、今、もうデジタル化されているわけです。何月、その事業年度が、それぞれの団体で違って来るかもしれません。だとしても、その事業年度、それぞれの支援団体が終わって、それから1か月内に報告しなければいけないのであれば、アラーム的に、その担当者のもとに、「もうそろそろこの団体、この法人の報告締切りが近づいてきますよ、もうちゃんと出ていますか」、

そのチェック項目に出すとか、そういったことで、相手側にも失敗をさせないために、こちらで準備しておくとか、そういう工夫が必要だと思うんですが、そのあたり、どういうふうに考えていらっしゃるか、担当部長でも結構です。

○議長（春田 新一君） 観光推進部長、平間博文君。

○観光推進部長（平間 博文君） 先ほど、市長が御説明したとおり、月次の報告につきましては、適正に報告があつておつたわけなんですけども、年次報告、これは年度が終わったら30日以内に報告するというところでございます。この分について、2か年遅延があつておりました。今回、財政援助団体の監査がございまして、その分の指摘事項にも挙がっております。

こういった部分、情報を共有しながら、また改めて、この年度協定につきましては、事前に今後、指定管理者のほうには30日以内ですよという部分を再確認しながら、事前にそういった連絡を取りながら報告を受けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 対馬市に限らず、いろんなところで不祥事が起こった際に、もうこれからこういうことがないように気をつけますということではなくて、やはり具体的な改善策を示していくことが大事だと思います。監査委員、今日お越しになられて、代表監査委員も来ていらっしゃいますが、令和6年度の監査の報告の中に、同じようなことを言っているんだがという言葉が出てきます。これは、やはり重く受け止めなければいけない。

決算審査特別委員会の市長の総括質疑のときにも、令和元年度から令和6年度まで、定期監査で指摘があつたことを一覧表にしてA4、2ページになっていたと思います。しかも、同じ内容の指摘というのが繰り返されています。人間、失念することもあります。ですから、なおさら、それが繰り返されないための準備というか、改善策を立てていくことが大事だと思います。

今、俵副市長もうなずいていただきました。しっかり、副市長、やはり市長もお忙しいでしょうから、そういった面についても、しっかりそれぞれの担当があるでしょうから、会計のほうにお尋ねしても、そういった書類についても、原課から出てきたものを取りまとめているということです。原課の資料、データ自体が間違っていると、対馬市全体の資料が間違つたことになってきます。今回の質問取り下げも、一つはそういった意味も込めて取り下げさせていただいています。その点、重く受け止めていただければというふうに思います。

副市長、せっかくうなずいていただきましたので、再発防止策について、しっかり取り組んでいくということがあれば、何か答弁いただけますか。俵副市長。

○議長（春田 新一君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） 今、脇本議員が言われた、若干、報告が遅れたということで、ただ、

次年度からちゃんと出してくださいよという指導、そういったものだけでは、やはり言葉だけの指導では、また来年もというような感じになるので、何か、こちらのほうから、例えば、2月、3月ぐらいから、もう早くから提出を促すとか、何か改めた指導が要るのかなと思って、今、脇本議員の質問が、ああ、そうだなと思ってうなずいたんですけど。これから担当部署に、そういった提出期限、特に、この株式会社クリルについては、2年間というのがあるので、そのところは担当者のほうも分かっていると思いますので、期限内の提出、ほかの提出もそうすけども、そういったものを徹底して指導をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） では、また株式会社クリルのほうに戻りますね。この一括再委託の禁止に当たるんじゃないのかという点について戻ります。

市としては、当初、株式会社SAKURAは実務だけを担っていて第三者と認識していなかったとの答弁でした。この対処策として、いろいろ検討した結果、株式会社クリル対馬支店という形で、今年度内に設立を目指しているという具体的なスケジュールも答弁していただきました。理解しました。

ただ、この株式会社SAKURAについては、経緯を見ますと、対馬市側から現地法人をつくってくれということで、そういうふうになったと読み込んでいるんですが、そのあたりについては間違いなかどうか、担当部長でも結構です。答弁ください。

○議長（春田 新一君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） この指定管理委員会の際の委員長を、私が担当しております。その際、株式会社クリルについて、支店の話については、支店というか、（「現地法人ね」と呼ぶ者あり）うん。営業所、支店、会社の都合で名前はよく分かりませんが、支店的なものを対馬に置いてもらえますかという話は、こちらのほうからしております。ただ、事務の処理、連絡とかで、現地にそういう営業所的なものを置いてもらえますかという話はしております。

そのときに、そういったものは考えておりますということで、対馬にその法人が設置されるということで話を聞いております。こちらから言ったのは、間違いなくこちらのほうから話をしています。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） それに従って、法人を設立して、登記までさせてしまっているんですね。今回こういう形で、株式会社SAKURAは精算、解散という形になるんでしょうか。となると、その手続を踏ませた責任というのは、対馬市にはないでしょうか。

まず、もともと基本協定、この後に締結することになっておりますが、もともと準備していた基本協定、皆さんのところに配られていると思います。そこに、「再委託の禁止」ということが書いてあるにもかかわらず、市側から基本協定を破るようなことを持ちかけていると、結果的にですよ、ということについては、どういうふうに感じられますか。

○議長（春田 新一君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） 当時の指定管理者を決定する段階では、やはり本土のほうで別の温泉施設を経営しておりまして、経営状態は、そんなに悪くない、対馬市のものも指定管理して大丈夫だろうという話になったときに、対馬市内に事業所的なものがないと、連絡調整とか、それがすぐ、事故とか故障とかよくあるので、その対応ができない。そういう場合に、やはり地元を支店的、営業所的なものを置いてもらえれば、事務的、管理的なものがスムーズにいくんじゃないかということで、こちらのほうから提案を、提案というか、そういう伺いを聞いたら支店的なものを置きますという話がありました。

ただ、別会社、別の法人という話は、そのときあってないので、市のほうとしては別の法人格に捉えられるような株式会社SAKURAの設置については、私のほうとしては認識はあまりありませんでした。

以上です。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） しかし、結局そもそも、覚書とかそういうことは結んだわけですよ。しかも、これに人を雇うために、本来やったら4月1日までに雇わなければいけないところを、これ、株式会社SAKURAの設立を待って、そして雇っているじゃないですか。ちょっと今の答弁は、齟齬があるんじゃないんですか。実際、株式会社SAKURAの設立、登記が終わって始めているじゃないですか。それはちょっと、答弁、私、苦しい答弁じゃないかと思えます。

このような公の支配のことについては、今回に限らず、ずっと続けていきますので、今回、私もここでとどめておきます。

ただ、今、副市長の答弁の中で、株式会社クリルが本土で温泉施設を経営しているという実績も踏まえてということでしたが、これ私、これもちょっと記憶が違っていたらあれなんです、私の記憶では、温泉施設は経営はしていなくて、その管理をしているとは聞きましたけど、経営をしていたということは、私、今日初めて聞いたような気がします。このあたりについても、しっかり、管理と経営は違いますので、実際どうだったのか、議会での答弁ですので正確な答弁を、次回までに御準備いただければと思います。

それから、先に、監査のほうの最後のほうのそれに監査の指摘にどういうふうに対応したかと

ということについて話をしましたが、あと5分ですが、やはり指定管理を契約を締結した、その経緯にも問題があるんじゃないかな。やり方ですねというふうに捉えています。

1つは、まず、もともと市内の業者に限定していたのを、相手側に対馬市内に事務所なり会社を置くことができますか、置く用意があるという1社だけの話をする中で、それで2週間後には、その募集要綱自体を変えているということは、これ幾ら公告を出そうがどうしようが、もう指定管理というのは、島内業者だけなんだよねということが、皆さんそういうふうに思っていられるでしょう。島内の人でも、「ああ、こういう会社があるけん、やってもらったらいいがね、ああいう会社、私の息子が勤めておるところ、大きい会社やけん、指定管理するところがなかったらしてもらわれんやろうか。」そういうことも考えられます。このやり方では、優遇をしているんじゃないかと疑われる心配もあります。

この市内業者になってもらえば受託資格ありとしますよというこちらからの市からの投げかけ、これも少し誘導を行き過ぎたところはないでしょうか。そのあたりについて答弁をお願いします。

○議長（春田 新一君） 副市長、俵輝孝君。

○副市長（俵 輝孝君） この発言をしたのは第4回ですかね。株式会社クリルのプレゼンを受けてのときだったと記憶しております。事業内容を株式会社クリルからプレゼンをしていただいて、そのときに露天風呂とかという話はあったんですけども、そのときにそういう発言をしたのは間違いございません。

ただ、言うように、やはり島外業者ということで、例えば、指定管理をした場合はそういった対応ができますかという話の中で出たと思いますけど、それが内容が行き過ぎた発言かどうかというのは、今言われれば、ちょっと感じる場所もありますけども、その時点では、そういった認識は持っていませんでした。

○議長（春田 新一君） 11番、脇本啓喜君。

○議員（11番 脇本 啓喜君） 市としても何回も何回も、公募をしてもなかなか見つからないところで、ちょっと言葉難しい、語弊があるかもしれんですけど、渡りに船というような感じもなきにしもあらずだったんじゃないかな。私が市長であったとしても、ああ、やっとな手を挙げてくれた人が出てきたということで、そういう気持ちになるのも分からないのでもないなと思います。

ただ、そのような疑いが生じないような形を取っていくことが、行政機関として大事ではないかということで指摘させていただきます。

それと、私の通告の内容にも当てはまるので、先ほどの大浦議員の続きなんですけど、原状回復するからいいんだ、このことについてもやろうとは思っていたんですけど、ちょっと時間がないので次回以降に延ばしますが、前打ちということでさせていただきます。

大変失礼ですが、もしですよ、株式会社クリルが倒産、廃業するようなことになったら原状回復はできませんよね。原状回復させるからいいんだということで本当にいいのかどうなのか、これ原状回復できなければ、原状回復するためのお金はどこが出すんですか。対馬市が出すんじゃないんですか。居抜きにすればいいやという考えもあるかもしれません。それじゃ、最初から原状回復を基にして工事を許したということにも反するじゃないですか。やはり一つ一つ原状回復だからいいんだ。じゃあ、原状回復するための担保も何か取ると。対馬市の場合、そういった契約をしていますが、もうこれ以上は、ちょっとやめておきます。どうかと思いますが、取りあえず、そういった公金を使って、またやらないきゃいけないことが出てくるということを防止する、そのことについても十分配慮しながら、事務取扱いをやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（春田 新一君） これで、脇本啓喜君の質問は終わりました。

○議長（春田 新一君） 昼食休憩とします。再開を1時15分からとします。

午後0時06分休憩

午後1時15分再開

○副議長（島居 真吾君） 再開します。

報告します。春田議長から早退の届出がっております。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 皆様、こんにちは。大変お疲れさまです。13番議員、波田政和でございます。

質問に入ります前に、このたびの衆議院議員総選挙や長崎県知事選挙において、歴史に残る戦いが繰り広げられ、次の時代へ大きく前進していくものと信じております。我が対馬にとりましても、国境離島新法延長をはじめとし、拡充が早期に実現できますことに期待しております。大変御苦労様でした。

また、このたびの質問は、先の議会の質疑答弁と重なると思いますが、角度を変えての質疑になりますので、執行部の考え方とは異なると思っておりますが、個々の捉え方、考え方がありますので、私の考えも聞いてみてください。よろしく願いいたします。

では、今回は大きく2点通告しております。

まず、先日、教育委員会より重点施策や努力目標の説明を受ける中で、主に教育行政についての質問であります。ここまでの審議の中で、教育委員会の対応に真をつく指摘がございましたので、今回の質疑は財政出動が膨大と予想されますことから、決裁権者であられる比田勝市

長へ問うてみたいと思って通告をしておりましたが、教育長より答弁があるとの報告でしたので、よろしくお願ひしますが、まず初めに、教育長をはじめとして担当部におかれましては、今議会において様々な御指摘を受けながら、その都度、誠実に対応なされてきました。御自身の責任ではない部分も含め、責任ある立場として対応されている姿に、まず敬意を表したいと思っております。

私も、長きにわたり、この議場で議論に携わってきた立場として、あえて申し上げます。教育は、誰か一人を責めて前へ進むものではありません。子どもたちの未来を守る教育とは、教育委員会だけではなく行政、議会、そして地域全体で支えていくべきものだと考えております。

我が対馬では、未来を担う子どもたちは地域の宝、対馬の宝、日本の宝であると言われてきております。私もその言葉のとおりだと思っております。その思いを共有した上で、幾つか質問させていただきます。

まず通告1で、南部地域での小中学校閉校に伴い、やむなく地元より基本、スクールバス通学、登校となると思いますが、通学児童や保護者の希望で、市内での校区の自由選択ができるかについてであります。

地域を見渡しますと空き家が多く見られるようになってきております。児童たちの通学負担を軽減するために、市内へ転居を考える家族や、逆に選択肢があることで実家へ戻る人もあるとするならば、自由選択も考えるべきではないかと私は思っております。

次に、通学スクールバスに関してですが、通学生専用と思いますが、地域からの移動手段の一手として一般利用者が混乗できる体制をとり、自然体での見守り体制の強化も考えてみてはいかがでしょうか。また、路線バスにでも通学生が乗車できるよう、条例改正なども含め、柔軟な体制への取組も地域交通の使命ではないかと思っております。

次に、久田校区通学スクールバスの乗降所や待機所についてであります。新年度も近づいていますので、受入れを含め、安全な通学、児童生徒の送迎体制を確保するために、既存の旧久田幼稚園の空き地や建物などを使用できないものかをお尋ねしておきます。現時点でも、天候や状況次第で使用していると聞いております。なぜ正式に指定できないのですか、ここを尋ねておきます。

また、別途使用できないわけがあるのでしたら説明も求めます。

また、旧久田幼稚園が閉園し、長年にわたり放置され、市有財産管理は十分だと言えるのでしょうか。もし放置による事故が起こった場合に対する責任の所在も含めて答弁を求めます。

次に、通告2としまして、老朽化による巖原小学校の建て替え計画について、再度お尋ねします。

先の議会質疑では、建設用地を含め、スムーズな工事が進むため、建設場所を巖原町清水が丘

ではと提案いたしました。文化財指定の解除は難しく、適地ではないとの報告でしたが、私も関心ある市民には理解し難く、納得が行かないとの声もありますので、再度お尋ねし、確認をいたします。

現厳原小学校は、耐震工事も終わっており、急いで新校舎を建築しなくてはならない理由があるのですか。だとするならば、令和8年度予算の中でも、厳原小学校建設予算は0円でありましたが、どのようになっているのかお尋ねします。

建設計画が持ち上がり、既に四、五年たちますが、このたびの工事計画では着工から全体完成まで8年前後の全体工期になると聞いております。そこまで時間と労力をかけ、児童生徒や家族に負担をかけてまでやる事業なのでしょうか。いま一度立ち止まり、建設計画を見直してみてもいかがでしょうか。

私は、将来を見据えた場合、清水が丘が適地であると現時点でも思っております。再度、時間、年数をかけてでも交渉すべき事案であると思っております。

また、既に認識し、理解はしてあると思っておりますが、清水が丘体育館は、57年、59年頃ですね。すみません、昭和ですよ、開始を、スタートしております。そういう中で、文化財の指定が平成7年に指定がなされたと同っております。その期間、もう十二、三年たっております。当時、厳原町に文化庁からの指導は何もなかったものなんでしょうか。それとも、当時の厳原町は文化財に対して関心がなかったのでしょうか。疑念が残り、不思議ですが。

何が私が今回言いたいのかといいますと、文化財に指定された時点では、既に体育館は建っておりました。体育館は存在し、体育館建設に当たり、ここが大事ですよ、深礎基礎工事が残っていたとしても、歴史遺跡は破壊されているはずなんです。専門的知見であれば、あれだけの構造物だから強固な基礎が施工されているはずであると。だとするならば、平成7年の文化財指定には疑問が残るんです。私はこの文化財指定解除に向けて、こういう事実を交渉事案にはならないものかと考えるわけです。

また、清水が丘体育館も建設から40年前後経とうかとしております。老朽化も進み、建て替え時期も近くなるんじゃないかなとも推察しております。そういう考えだとするならば、遺跡調査を先行なされる考えはないのか、これも含めまして伺いたいと思っております。

以上で、大きな通告分は、こういう感じでお話しさせていただきましたけども、詳細につきましては、また再質問の折でも伺いたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（島居 真吾君） 教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬 英俊君） 波田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、南部地域での小・中学校の閉校に伴う通学体制についてという御質問でございます。

ども、対馬市全体の児童生徒数は、少子化や社会情勢の変化など様々な要因において長期にわたり減少し続けており、この傾向は今後も継続していくものと考えられます。

このような状況下で、多様な教育活動を展開し、児童生徒の豊かな人間関係を築き、社会性を身につけていくためには、適切な規模の集団が必要であり、また、通学距離、通学時間等を考慮し、児童生徒の心身に過度な負担をかけない範囲で学校統廃合を進めていく必要があります。

まず1点目の通学児童生徒や保護者の希望による学校校区の選択についてでございますけども、閉校する学校の児童生徒の就学指定校は統合先の学校となります。ただし、閉校する学校の通学区域に属する全ての地区と教育委員会との間で、統合についての合意書が締結された場合は、統合前に統合先の学校に就学することが可能であります。

今年度末で豆酩小学校、豆酩中学校が閉校となり、それぞれ久田小学校、久田中学校に統合となりますが、現段階で統合先の学校に就学指定校の変更をしている児童生徒もいらっしゃいます。

統合先の学校以外の就学指定校を選択する場合は、その学校の校区内への転居、また、家庭に保護、監督する者がいないなど教育上配慮を要する場合等が考えられます。部活動を理由とした就学指定校の変更は認めておりません。

次に、2点目のスクールバスの一般利用者との混乗でございますけども、学校までの通学距離が遠い地区に居住する児童生徒の小・中学校への通学については、スクールバス及び対馬交通株式会社の路線バスを利用しております。

スクールバスは、国庫補助である「へき地児童生徒援助費補助金」で購入しており、児童生徒のみ利用可能ではありますが、混乗便として市民も利用が可能です。現状においても混乗便として運用している箇所もあり、新たに令和8年4月から美津島町の尾崎からのスクールバスを混乗化する予定であり、今後とも必要に応じたスクールバスの混乗化を進めていく所存であります。

次に、3点目の旧久田幼稚園跡地の利用については、議員から御提案をいただいたところですが、その後、学校、交通事業者と協議した結果、朝の登校時においては児童が集中するため、幼稚園跡地までの道路走行時に事故が発生する危険性が高いということから、現道路からの乗り入れは難しいという判断になりました。

そのようなことから、旧久田幼稚園跡地を利用する場合と、市道脇の余地を利用する場合、さらに久田中学校敷地前にある広場で降車し、教習所脇の道を通って久田小学校グラウンドから登校するという案についても検討をしておりますので、それらの事業費、そして安全面等を比較検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

次に、厳原小学校新築工事の着工年度の計画についてでございますけども、これまで波田議員を含め、厳原小学校改築についての御質問をいただき、答弁をしておりますので、これまでの経過についての説明は省略いたします。

巖原小学校改築事業につきまして、今後の建て替え計画としては、これまでの計画同様に、巖原小学校を移転できる広さの平地の空き地が市街地にほとんどなく、市街地の山側には急傾斜地に指定されている場所が多いため、敷地造成に適した場所の選定が困難な状況であること、また、住宅地を確保しようとした場合は、用地の購入や立ち退きに伴う多額の費用を要する見込みであり、用地交渉にも長期間にわたり難航することが予想をされます。

このようなことから、現敷地内での建て替えを基本として進めてまいりたいというふうを考えております。

事業のスケジュールにつきましては、測量、実施設計に2年を要す予定です。その後、敷地南側の張り出しスラブの解体及び擁壁設置工事、体育館の解体工事を行い、次に、体育館と校舎の工事に着手する予定であります。完成後に引越しを行い、旧校舎の解体、グラウンドの改修工事を実施する予定としております。

この計画では、およそ9年間の工期を要するものと見込んでおりますけれども、この工事期間では、学校や児童、保護者への負担があまりにも大きいため、工期の縮減を図る必要があると考えております。

そのため、近隣の学校の活用等を含めて、関係機関と再度、検討し、児童、教職員の安全確保を最優先に、学校生活に与える負担を軽減するため、保護者、地域の皆様への説明と協議を重ね、巖原小学校新築事業の最善策を模索しながら事業を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（島居 真吾君） 13番、波田政和一君。

○議員（13番 波田 政和君） ありがとうございます。通告1での問いに対しては、明確な答弁ありがとうございました。

私が、校区の選択、その話は単なる学校だけの問題じゃなくて、地域の空き地対策も含めて、幅広い感覚でお話しております。いずれにしても、いろんな方向から全てを見なくてはいけないので取り上げさせていただいております。

また、教育長の答弁は、理解はしておりますが、結論として、通学利用者が安全で快適な通学をいかにしてつくってやれるのか、これが共通の課題ではないかなと思っておりますので、説明があったように、どれが一番いいのかをしっかりと検討していただきながら、新年度が来る前に、先ほどもちらっと数字の話も出しましたが、数字ではないと私は思っておりますので、一番便利で子どもが通学しやすいように、早期に結論を出して取り組んでいただきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いします。通告1に対しては、もうこのくらいでいいと思いますが。

続きまして、通告2の小学校問題について、私なりに視点を変えて話をしていきたいと、この

ように思っております。

現時点の説明では、建設プランとでも言いますが、膨大な建設コスト、長期間にわたる工事期間、児童や保護者への負担をもっと深く考えるべきではないでしょうか。計画的に小学校ができたとしても、現段階で約40億円の建設費と聞いております。さらには、対馬市本庁舎建設問題もあり、財源が厳しい本市であります。果たして進んでいけるのでしょうか。

また、近年の閉校を見ますと、建設年度も新しく、将来を見据えた建設であったとはとても思えません。学校建設ありきではなく、既存の学校施設を利用し、近隣の小中学校の編成などで考えられないのでしょうか、提案です。

また、通告2の問題で、別の考え方も説明させてください。厳原小学校建て替え計画について、さらに深く入りますけども、分かる範囲でよろしいですけど御答弁よろしく願いしておきます。

先ほど、文化財の設定の仕方とか矛盾さを述べましたね。ここは回答がございませんでしたが、文化財指定解除は、どうしてもできないものなのか。それは、今まで市長も何回となく交渉に当たっていただいたという話も聞いておりますが、もともと建っているものですからね、後に指定しとるわけですから、冒頭に話しますように指定の仕方が間違っていると思っています。だから、再度、交渉事案として取り上げていただいて、将来、子どもがあそこに通うことを想像してみてくださいと思っております。

そして、今教育長は、現厳原小学校に建設計画を、今のところ進めていくのは間違っていないという考え方のようにはありますが、とてもまともやと思いませんね。それは、私の見解でございますので、また後に、このことに関して、教育長の考え方が絶対なのか、ここを絶対建てるんだと思うのか、まず答弁してください。よろしく申し上げます。

○副議長（島居 真吾君） 教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬 英俊君） 非常に難しい問題であるということは十分承知をしております。このことについては、議会当初の段階で、市長からも一番大きな問題であるという御発言がございました。私もそのように捉えております。教育行政の最終責任者として、この厳原小学校問題というのは、これはたくさん大きな課題があるけど何とかせないかん問題だということは十分認識をしております。

先ほど、いろんな案があつていいのではないかというお話がありました。先ほど答弁の中で、近隣の学校の活用も視野に入れてというお話をいたしました。近隣の学校といえば、例えば、厳原北小であったり、金田小であったり、久田小であったりというところが近隣の学校ということになるのかなというふうに思っています。

そのうち私が直接足を運んだのが、厳原北小でございました。今、厳原小学校の子ども、児童の数215名、厳原北小の子ども30名、仮に、厳原北小を活用して云々ということになったと

きには245名の児童が巖原北小にという可能性がある。果たして、通学できるかって言われたら、ちょっと自信はございません。

そういう意味で、様々な御意見、アイデア、こういったものを、私たち行政サイドだけではなくて、いろんな議員さんも含めて、いろんな方々から御意見を賜りたいなという思いが一つございます。

それから、文化財に関しては私、専門家ではございませんので、これに関する具体的な答弁をする術を持ち合わせておりませんので、また資料を集めて御報告できればというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（島居 真吾君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 副議長、元気がないよ。ということは、正式に決定はしていないと私は捉えたいんですけども、教育長の熱意は伝わってきておりますが。実は、北小、私も歩きました。あの急な坂は10分もかかるんですよ。心臓が破れそうにありました。市長、歩いてみましようか、一緒に。

そういうことで、今の話では近隣の学校の話も出ましたけど、確かに200名の人間が行くというのは、もう無理ですよ。だから無理なものに対して、いろいろ力を入れない。もっと無理じゃないほうの意見を今から述べますのでね。

北小に関したら、教育長も私も同じ見解かなと思っております。多分、その答弁は多分歩いたかなと思ってます。そういう中で、実は次に、私は久田小なり、金田小なりを提案したいんです。

例えば、ティアラを起点に考えた場合、小茂田に行っても同じ時間なんですよ。ということは、10分歩くにかかるという意味ですよ。そうなったときにも、考え方としては幾つもあるんじゃないかなと思っているわけですよ。

だから、先ほどから言いますように、子どもたちのことを考えたら、必然的に答えが出るんじゃないですかと言っとるのはここにありますが、ここも検討してください。

仮庁舎、仮庁舎と言うならば、別に、私が清水が丘は、なぜ言っているかという仮庁舎ですから。旧巖原幼稚園跡でも仮庁舎建ちますよ。本式にできなくても仮はできるわけですから。博物館するとき仮、全部貸しましたからね、考え方やないですか。

これはあくまでも、私は清水が丘に近づきたいなと思って、私の力が相当入っていますけども、こういうのを考えられるんじゃないかなという思いもあります。

そういった中で、先ほどから教育長の話は、現巖原小学校が適地である方向は間違っていないという考え方の一定の話は理解して、いろんなものを提案していきたいと思います。今の話もしっかり検討してください。

そういう中で、どちらにしても、大きなお金がかかることなんです。仮庁舎を建てるにしても何億もかかります。教育部長、かかるでしょう。どこにあるんですか、そんな金が。すみません、市長が持つてあるかも分かりませんが、対馬市の財政的に言ったら非常に厳しいかなと思っています。だとしたら、私といたら、本当で別の土地はないものをしっかり考えるべきじゃないかなというのを、もう一つ提案しておきます。

先ほどから、私が、前回かな、そんなに急いで小学校を建てなくちゃいけないのかという話を問うたときには、もう時間がないんだという話が表で聞き伝わってきておりましたが、しかしながら、半世紀に1回の事業でございますので、しっかりじっくり、まだ余裕があるんじゃないかなと前回も言いましたけども、耐震工事も終わっています。何のために耐震したのかな、市長、仮庁舎耐震アウトですよ、でも黙って使っているじゃないですか、今でも。その辺もちょっと嫌味を少し言うときますね。そういうふうなところから、真剣に私は、土地でも探す気であれば、あるんじゃないかなと実は思っているんですよ。

ここで市長に移しますが、本当で用地ありませんか。ちょっとあるかないかだけ教えてください。

○副議長（島居 真吾君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私も、この市役所の本庁舎の関係もありますので、巖原のまち中を広く眺めてみたときに、小学校用地、そして、市役所本庁舎の用地ということで、それだけまとまった土地は、なかなか見当たらないのが現状でございます。

○副議長（島居 真吾君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） なるほど。1点だけ考えると、そうかも分かりませんが、私とすると、市長、まちづくりの一環として考えた場合に、先ほども本庁舎の話があっておりましたが、これから後、いろんな人が、いろんな意見を、また提案してくるかも分からんじゃないですか。そういう中で、まちづくりの一環と考えたら、例えば、巖原庁舎がどこか移ったら膨大な学校用地はできますが、そういったふうの一つのことだけでなく、幾つも考えながらやっただらいかがかなという提案をしたいんですよ。これは私の希望ですけどね。そういうふうなことを考えていったときに、あれもできないこれもできないじゃ、先にずりません。

冒頭に、教育委員会の指摘の話をしましたけども、要するに、考え方じゃないですか。できないものをどうかして子どものために早期にやろうと考えたら、私はできるんじゃないかなと思っただけで教育長の話も聞いています。教育長、一回立ち止まって考えてみたらどうですか。これ、このまま進んでいくと、またいろいろ説明なんかが大変ですよ。大変だったじゃないですか、昨日まで。そういうふうなことを考えたら、一回立ち止まって、もう少し真剣に考えたら、違う角度で屋敷が見つかるかも分かりませんよ。どうですか、そこは。

○副議長（島居 真吾君） 教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬 英俊君） いろいろアイデアをいただきましてありがとうございます。別の土地はないのかとか、ほかの土地はどうなんだみたいな話でございます。そういう考えも、もちろんあると思うんです。

私事なんですけど、10月にこの職に就任をしてから、このことをいつも、いつもではないけど、四六時中じゃないんですけど、頭の隅には置いておりました。私なりに整理をしたことがございまして、今、議員御指摘のとおり、耐震工事済んでいるから、まだいいんじゃないかというお話でございます。それはそうかもしれないんですが、済んでいるとはいえ、子どもの安全・安心ということを考えたときに、そんなに猶予があるわけではないということが、まず一点。

それから、では、現状の方針は果たして適切かどうかという視点で考えなければならぬ。方針が適切だからといって実施ができるかって言うと、もしかしたらクエスチョンがつくかもしれない。じゃあ、実際にできないっていう可能性が高まったときに、ほかに案はないのかっていう、そういう流れの中でこのことは考えていかないといかないのかなというふうには思っています。

現状での私の考えとしては、現敷地内に新築するという事は間違っていないと思うんです。ただ、いわゆる仮校舎を建てるとなったときに、それをどこに建てればいいのか、どのくらいの期間で建つのかっていうことも、いわゆる具体的な実施方法について、私の中で、ストンとまだ落ちていない部分が実はあります。よって、もちろん近隣の学校が最有力になるかと思うんですけども、議員御指摘の、あるいは御提案の様々な方法について、広く意見をいただければ、その上で、子どもたちのことを考えた方針が決定できればということで、今御指摘のとおり、一度一旦立ち止まるという御意見については、一部賛同できる場所はあるなというふうには思っております。

以上でございます。

○副議長（島居 真吾君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） ありがとうございます。教育長、ずっと話を詰めますと、絶対建てるから少し考えようかと変わってくるじゃないですか。だから、何が一番大事かということになってくると思うんですね。

だから、先ほど言いますように、無駄なことをあまりしない。時間をかけてはですね。そういうようなことを考えて、私と一度、立ち止まって、冷静にもう一度見詰め直す時間もあってもいいかなと思っておりますので、ぜひそういったことも考えてみてください。

それで実際、膨大なお金がかかりますので、今、教育長は、もうこれくらいにしておきましょう、しっかり優秀な頭脳で明確な答えを見つけてくれませんか。

市長に、再度お尋ねしたいんですが、よろしいですか。今回、財政出動が多いと私なりに判断

しましたので市長に聞いたかったわけですけどもね。もちろん専門分野は専門分野の話があつていいんですけども、実際、市長が良いか悪いか決めなくちゃいけない時期が来ると思うんですよ。そういったときのために、やっぱりないものはないんじゃないかと、なければ探しましょう。いろいろ先ほど教育委員会の仕事もはっきり説明はしましたから、私どもも一緒になって、みんなで、この考えをまとめていったらいいんじゃないですか。

私は、土地がないというのは嘘になると思うんですよ。対馬は海ばかりやけんですね、厳原港埋められたら、たくさん土地ありますが。いやいや、これで冗談やないですよ。やっぱりそういうふうなことも考えてみていいじゃないですか、なければ。

それでどうこうするんじゃないかと、私がなぜこの話をするかという、いろいろなものに挑戦するときに可能性がたくさんあると思うんですよ。それをさっき教育長の話ではありませんけど、現状のところにこだわったら、そうなるでしょう。それ以上ところはないかもしれません。でも、あそこに8年も10年も騒音交えて、できるわけじゃないじゃないですか。それを、教育長は絶対やるんだと、今やめんもんね、言い方をね、ちょっと考え方はよ、これはね。やっぱりせっかく子どもたちが健全に学んだるわけですから、その辺もちょっと大人として配慮をしていただきたい、この話をしています。

だから、可能性を秘めて、先ほども言いますように、まちづくりの一環ですよ、そう考えていただけませんか。私が、指定解除の話なぜするかという、もともと間違っただけの仕方をしてるわけですから、市長、思いませんか、先ほどの話聞いて、どうですか。ちょっと一言、コメントをお願いしたいんですが。

○副議長（島居 真吾君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） この厳原小学校の建て替え問題については、今教育長のほうも答弁いたしましたように、なかなか適当な土地がないということで大変困っていると申しますか、そのような土地を探すことに、本当に一生懸命になっているわけですけども、思うような土地がないというようなことで、今議員からもいろんな方策、対策を見据えた上で、再度また、そういった土地を探したいというような御提案でございますけども、私たちも、そういったことで、もしそういった土地が本当にあるようであれば、そこについて、また新たなこの計画は変更でもできるということは、自分でも考えているところでございます。

まして、今、元厳原金石城跡の史跡のほうにつきましては、前回12月定例会のほうでも申し上げましたけども、文化庁のほうも、どうかしてここを小学校ということで受け渡しはできないかというような話をしても、なかなか難しいと。今、文化庁の方針としては、今現在ある施設は、やっぱり全国では幾つかあるらしいです。確かにですね。ただ、そういったところも、その施設が老朽化して移転するということになれば、新たな建物は認めないということで元に戻してい

たいような、そういった方針を申し上げられておりました。確かに、それができれば一番いいんですけども、なかなか難しいということで、また今後、いろんな方策等を検討してまいりたいと思います。

○副議長（島居 真吾君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） そしたら最後に、市長にも教育長にも尋ねますが、一旦振り出しに戻して考えるのか、それとも、現巖原小学校の計画どおり進めるのか、これちょっと伺いたいんですよ。

なぜかと言いますと、要らん土地を見つけたり、いろんな交渉をしたりする必要もなくなるじゃないですか。これ大事なところ。ちょっとそこだけを両氏にお尋ねして終わりたいと思いますが、教育長どうですか、先に。

○副議長（島居 真吾君） 教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬 英俊君） 今、上を見上げて、どう答えたらいいもんかなというふうに思ったところです。非常に悩んでいます。議員さんから、いろんなアイデアを今いただきました。50年先のことを考えて、今どの判断をするのが、ベストはない、ベターしかないと思っていて、どれがよりいいのかっていう視点で、いろんなアイデアを取捨選択しながら、最終的な判断をいずれしないといけないと思いますが、今は申し訳ないが、これという判断をするには至っておりません。また、詳しい資料、情報等を仕入れて、総合的に判断をしたいというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（島居 真吾君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私は、今現在、巖原小学校は、築約60年になっておろうかと思えます。本来の学校等の耐用年数は47年ということでございますので、確かに耐震等の対策は済ませているところではございますけども、ただ、これをそのまま、ずっと放置するわけにはいかないといったことで、この計画は進めなくてはいけないという思いを持っております。

確かに難しい問題ではございますけども、これは立ち止まることなく、いろいろな検討策を今後練っていききたいなという思いを持っております。

以上でございます。

○副議長（島居 真吾君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） それでは、まとめとしまして、先ほどから教育長の話聞きながら、市長の話も聞いて、もう年数もたっておりますから放置はできないということで、現況の、現地に、そのまま計画を進めるというほうなのか、それとも、また別の方法も考えるべきなのかをさっき問うたわけですが、どちらなんですかね、教育長。どちらなんですか。

○副議長（島居 真吾君） 教育長、糸瀬英俊君。

○教育長（糸瀬 英俊君） 結論から言うと難しいです。それぐらい悩んでいます。だから、議員さん方はじめ、ある意味、市民の皆様からもアイデアをいただいて、その上で、よりベターなものを選択していくというのが私の今の考えでございます。

以上です。

○副議長（島居 真吾君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） 再度、市長に尋ねます。今、教育長の話では、現況もありますが、考えますという話ですが、市長も同じ考えでよろしいでしょうか、答弁ください。

○副議長（島居 真吾君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝 尚喜君） 私のほうも、現状では、今ある計画の中では、今の現地のほうにするのが一番ベストだというふうには思っておりますけども、ただ、先ほども申しましたように、このことについては、いろいろな方策等を今後も練り直しながら、その計画については変更することもやむを得ないという思いは持っております。

○副議長（島居 真吾君） 13番、波田政和君。

○議員（13番 波田 政和君） それでは、行政も執行部も議会も、みんなタッグを組んで、これに取り組んでいくということで質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（島居 真吾君） これで、波田政和君の質問は終わりました。

○副議長（島居 真吾君） 以上で、本日予定しておりました市政一般質問は終わりました。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

午後2時05分散会
